

平成30年度 会派調査研究報告書

(視察先1か所につき1枚)

会派名	葎政クラブ	
出席者	西野 賢一 守屋 久 小沢 栄一	
事業名	「質問本番の取り組み方」	
事業区分	①研究研修	②調査

1. 葎崎市での課題と研修・調査の目的

地方議員研究会による「質問本番の取り組み方」について、講師 宮本正一氏（日本公共研究所代表）の講習を受講しました。

2. 実施概要

実施日時	平成31年1月16日(水)	10:00 ~ 12:30
視察先	TKP東京駅八重洲カンファレンスセンター	
担当部局	地方議員研究会	
報告内容	<p>○質問そのものについて</p> <p>①質問とは、市町村の行財政全般にわたって、執行機関に疑問点をただし、所信の表明を求めるものである。</p> <p>②質問とは、政策提案型・課題追求型・自己主張型</p> <p>○質問の効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ただ単に執行機関の所信をただしたり、事実関係を明らかにするだけにとどまるものでは決してない。 ・所信をただすことによって、執行機関の政治姿勢を明らかにし、それに対する政治責任を明らかにさせたり、結果としては、現行の政策を変更、是正させあるいは新規の政策を採用させるなどの目的と効果がある。 <p>○質問の取り扱い</p> <p>1) 質問通告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質問は、議題と関係なく行財政全般にわたる議員主導による政策論議であるから、質問する議員も、受ける執行機関も、ともに十分な準備が必要。 ・議員としては、質問の構成を練り理論構成をしてその要旨を議長に通告して質問の原稿を作る。 ・一方、議長は、質問要旨を理解して質問と答弁がよく噛み合うように議事進行する義務があるので、通告内容には具体性が必要。 <p>2) 質問要領</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質問は、議長の許可を得て行うので、通告した質問の内容が市町村行政に全く関係ないものは許されない。また、大所高所からの政策を建設的立場で、簡明で次元の高い質問を展開したい。 	
感想(まとめ)	<p>1. 運営状況</p> <p>TKP東京駅八重洲カンファレンスセンターにて行われた、地方議員研究会による「質問本番の取り組み方」については、講習を受講のため運営状況の報告はありません。</p>	
・市政に活かせること	<p>2. 考察(これらの取り組みを葎崎市にどう活かせるか)</p> <p>今後、執行機関の所信をただしたり、事実関係を明らかにするだけでなく、広く全体を見通すような観点・視野をもち、様々な情報収集を行い、現在行われている政策を変更あるいは新たな政策を採用させるなど研究を重ねていきます。また、補助金・交付金なども提案し、今後の議会活動に活かしてまいります。</p>	